

**東**京大学名誉教授の金子宏先生がお亡くなりになられた。直接の子弟関係ではない筆者だが、個人的には大変お世話になり多くの教えをいただいたので、先生の思い出を語ることで、追悼の意を表したい。

筆者が直接接するきっかけは、1995年の主税局調査課長時で、金子先生は政府税制調査会納税者番号等検討小委員会の座長を務めておられた。当時の主税局内には、グリーンカードの挫折の記憶が色濃く残っており、納税者番号制度は今流に言えば「オワコン」という雰囲気であった。このような中、金子先生は、申告納税制度の定着や（理想とすべき）総合課税のためには番号制度の導入という納税環境整備が必要であることを切々と説かれ、主税局が番号制度の導入に向けて重い腰を上げるきっかけとなったのである。

その後1998年、筆者の総務課長時代には、筆者が研究者の道を進むきっかけを作っていただいた。当時は財務省不祥事があり人事が停滞し、地方国税局への転出もままならない状況であったところ、「大阪大学法学部で租税法の講座を持たないか」という話を上司経由でいただいたのである。当時筆者は、研究者になることは想像していなかっただけに、人生の進路を導いていただいた恩人である。

大阪大学への赴任前に送別会を開いていただいた。健啖家の先生のお勧めのステーキを食べながら、同席された渡邊博史氏（当時秘書課長、その後財務官）に「あなたの時代の最終講義は準備不足で満足な授業ができなかったことを今も後悔しています」と30年も前のことを話された。授業を行うことの厳しさを筆者に伝えようとされたのだと思っている（詳細は拙著『大学教授物語』時評社）。

筆者が研究者になってからは、厳しい質問を

何度もいただいた。

二元的所得税について、「包括的所得税から消費課税（金融所得非課税）に向かう橋渡しの税制」として位置づけられるという筆者の指摘に対して、包括的所得税を信奉されるお立場から、「基本税制ではなくあくまで特別措置である」と距離を置いた発言があり、いろいろ議論をさせていただいた。

給付付き税額控除については大変興味を寄せられていた。筆者へ、「なぜ還付つき税額控除

と翻訳しなかったのか」など多くの質問をいただき議論をした記憶がある。金子租税法を改めて読み返すと、給付付き税額控除について、「人的控除を所得控除から税額控除に切り換えて、……還付つき税額控除制度を採用して、控除額が税額を上回る場合には差額を還付することとすべきであろう」と極めて前向きに書かれていることに驚かされた。

具体的な税制の提言にも熱心であった。民主党政権下の2010年、政府税制調査

会専門家委員会で「国際人道税」を提言された。飢餓などに苦しむ人々を救援する人道支援のため、国際航空運賃に定率で課し税収を国際機関に直接拠出する税制で、国際連帯税の位置づけであった。根拠として、国際航空運賃に対して消費税が課せられていないことを挙げられ、税の公平性や中立性に配慮された提言であった。当時筆者も税制調査会の特別委員で、提言を間近に聞いたが、いつもの穏やかな話しぶりとは異なり、大変熱のこもったものであった。その後チケット代金に上乘せる国際観光旅客税が導入されたことを考えると、民主党政権にこの提言を実現する力がなかったことが惜まれる。

先生は、租税を学ぶ者のバイブルである『租税法』という宝物を残された。謹んでご冥福をお祈りしたい。

連載

第188回

金子宏先生の思い出

# 税制之理

森信茂樹  
東京財団政策研究所研究主幹